四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
五　［略］
2　［略］
（工場又は事業所において行われる廃棄）
第八十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
［一～四　略］
五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
［六～十五　略］
（保安規定）
第八十七条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
［三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの
(1)～(4)　略］
(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　［略］
八　発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの
イ　発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
ロ　発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項
ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。
ニ　発電用原子炉の運転期間に関すること。
ホ　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
［号を削る。］
九　［号を削る。］
［略］
十　［略］

四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。
五　［同上］
2　［同上］
（工場又は事業所において行われる廃棄）
第八十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
［一～四　同上］
五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
［六～十五　同上］
（保安規定）
第八十七条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。
一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
［四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)～(4)　同上］
(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　［同上］
九　発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
十　発電用原子炉の運転期間に関すること。
十一　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］